

日本薬剤疫学会 ファーマコビジランス・スペシャリスト(PVS)講習会
2016年11月19日(土) 14:00～16:30
みやこめっせ(京都市勧業館)

薬害

15:35～16:00

佐藤 嗣道
(東京理科大学薬学部)

出題範囲に含まれる薬害

「薬剤疫学の基礎と実践」(第2版) 3章(113-133頁)
に記載の以下の6つの薬害

サリドマイド

キノホルム

クロロキン

ソリブジン

薬害エイズ

薬害肝炎(C型肝炎)

サリドマイド(1)

原因薬剤とその適応症

サリドマイド(1958-1962): 鎮静・催眠薬、胃腸薬にも配合(当時)

主な健康被害

奇形: 上肢、下肢、外耳(難聴)、内臓

日本での被害者数

認定数 309人、推定数(死産を含む)1000-1200人

サリドマイド(2)

被害発生の際緯と原因究明

レンツ警告(西ドイツ)、マクブライトの報告(オーストラリア)

レンツの症例対照研究・傾向分析

動物実験(サル)

日本で被害が発生・拡大した要因

米国(審査継続し被害を未然に防ぐ)との対比

レンツ警告後の販売停止・回収の遅れ(約10ヶ月)

サリドマイド(3)

薬事行政への影響

米国: キーフォーバー・ハリス修正法

日本: 「医薬品の製造販売承認等に関する基本方針について」(1967): 審査の厳格化、副作用報告制度

サリドマイドの復活

ハンセン病、多発性骨髄腫

日本でのリスク最小化策: サリドマイド製剤安全管理手順 (TERMS)

キノホルム(1)

原因薬剤とその適応症

キノホルム(1934-1970)

適応症:当初はアメーバ赤痢のみ。戦後(1949年)、腸内異常発酵の防止剤、1961年に整腸剤。

主な健康被害

SMON:亜急性脊髄・視神経・末梢神経障害

下肢のしびれや痛み、知覚障害、麻痺、視力障害・失明など

日本での被害者数

報告数:11,127人(「戦後最大の薬害」と言われた)

キノホルム(2)

被害発生の経緯と原因究明

1930年頃から神経障害の副作用を海外の複数の研究者(バロスなど)が報告

1936年 劇薬指定 → 1939年 劇薬指定解除(戦後もそのまま)

下痢に使用されたが、副作用症状として下痢があり、長期連用につながった。

1966年頃からSMON多発。

原因不明の「奇病」。ウイルス説。

1970年 疫学調査の結果、「患者の大多数が問題の症状発現前にキノホルムを投与されていた」→ キノホルム原因説

1970年 販売一時中止 → 1971年 SMON発生激減

キノホルム(3)

日本で被害が発生・拡大した要因

適応拡大

米国ではアメーバ赤痢に限定

安全性情報の収集・利用の体制が未整備

薬事行政への影響

薬事法改正(1979年)

再評価制度と再審査制度の導入

医薬品副作用被害救済基金の設立

クロロキン(1)

原因薬剤とその適応症

クロロキン(1955-1974): 抗マラリア薬、その後、適応拡大

主な健康被害

眼障害(網膜症)

日本での被害者数

推定数 300-1300人

クロロキン(2)

被害発生の際

適応拡大: エリテマトーデス、関節リウマチ、腎炎など

1961年 「健康保険使用医薬品」に指定

さらなる適応拡大: アトピー性皮膚炎、てんかん、気管支喘息など

1965年 網膜症に関する報告

1967年 劇薬指定、要指示医薬品

1969年 添付文書「長期連用を控えること」

1974年 再評価。製造中止。

クロロキン(3)

日本で被害が発生・拡大した要因

効果の検証なしに適応を拡大(薬事審議会の諮問不要)
副作用情報が適切に活用されなかった。

薬事行政への影響

薬事法改正(1979年)

適応拡大についても新薬と同様の承認審査が必要

ソリブジン(1)

原因薬剤とその適応症

ソリブジン(1993):抗ウイルス薬(帯状疱疹)

主な健康被害

血液障害(白血球減少、血小板減少など)

フルオロウラシル系抗がん剤との併用による。

日本での被害者数

報告数 15人死亡

ソリブジン(2)

被害発生の際

開発段階で、フルオロウラシル系薬剤との相互作用を認識
発売時の添付文書「併用投与を避けること」

1993年9月 3日 販売開始

9月19日 最初の死亡例

10月 6日 緊急安全性情報

10月12日 出荷停止・回収

ソリブジン(3)

日本で被害が発生・拡大した要因

当時、併用を防ぎ得たか

フルオロウラシル系抗がん剤の服用者は、带状疱疹発生のリスクが高く、ソリブジンを処方される割合が高い

にもかかわらず、当時はがんの告知が一般的ではなく、自分がどのような薬を飲んでいるか知らない患者も多く、

皮膚科等で、患者が抗がん剤を飲んでいることを知るすべがなかった。

薬事行政への影響

規制や体制を整備するという動きには結びつかなかった。

薬害エイズ(1)

原因薬剤とその適応症

(非加熱)血液凝固因子製剤

第Ⅷ因子製剤(1978-86?): 第Ⅷ因子欠乏(血友病A)

第Ⅸ因子製剤(1972-86?): 第Ⅸ因子欠乏(血友病B)

主な健康被害

HIV感染

日本での被害者数

報告数 約2000人(血友病患者の約4割)

薬害エイズ(2)

被害発生の際緯

1970年頃からクリオ製剤、その後(非加熱)濃縮製剤承認

1982年 米国CDCが血友病患者のエイズ発症を報告

1983年 米国で加熱製剤承認

1983年 日本では、(非加熱)濃縮製剤の家庭内自己注射が保険適応に

1983年 厚生省「エイズの実態把握に関する研究班」

「クリオ製剤への切り替えは難しく、非加熱製剤を継続使用する」として解散

薬害エイズ(3)

被害発生の経緯(つづき)

1985年 加熱濃縮製剤承認(米国より2年4ヶ月遅れ)

その後も、非加熱濃縮製剤の使用が継続された。

厚生省から製造中止・回収の指示なし。

日本で被害が発生・拡大した要因

血液製剤の危険性が認識された時点で対策が立てられなかった。

意思決定のプロセス

薬害エイズ(4)

薬事行政への影響

薬事法改正(1996年)

医薬品医療機器審査センターの新設

→ 医薬品医療機器総合機構に

薬害肝炎(C型肝炎)(1)

原因薬剤とその適応症

血液凝固因子製剤

(不活化処理していない)フィブリノーゲン製剤(1964-94)

第Ⅸ因子製剤(1972-86?)

主な健康被害

HCV感染

日本での被害者数

推定数 1万人以上

薬害肝炎（C型肝炎）（2）

被害発生の経緯

1964年 フィブリノーゲン製剤承認

1972年 第Ⅸ因子製剤承認

1977年 米国でフィブリノーゲン製剤の承認取り消し
HBV感染リスク

1985年 フィブリノーゲン製剤、不活化処理の方法を変更
HBVのみ不活化され、HCVは不活化されなかった

1988年 HCV特定

1994年 HCVを不活化したフィブリノーゲン製剤発売

2008年 薬害肝炎救済法

薬害肝炎(C型肝炎)(3)

日本で被害が発生・拡大した要因

HCV感染の危険性の評価が適切に行われなかった。
危険性の情報入手後も対応が遅れた。

薬事行政への影響

薬害肝炎事件の検証及び再発防止のための医薬品行政
のあり方検討委員会

2010年「薬害再発防止のための医薬品行政等の見直し
について(最終提言)」